

# 會學濟經學大國帝都京 叢論濟經

號三第 卷五十四第

行發日一月九年二十和昭

## 論叢

ケインズの利子理論……………文學博士 高田保馬

昭和十二年度豫算を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫……………經濟學博士 八木芳之助

## 時論

北支事件特別税……………法學博士 神戸正雄

## 研究

再保險學說の發展……………經濟學士 佐波宣平

所謂倫理的經濟學に於ける人間學……………經濟學士 出口勇藏

支拂準備金の構成……………經濟學士 上野淳一

## 說苑

日本金爲替本位制の擴大強化……………經濟學士 松岡孝兒

國防經濟と財政政策……………經濟學士 柏井象雄

ロバシイ・不完全競争の下に於ける關稅……………經濟學士 岡倉伯士

物價指數の意味に關する一考察……………經濟學士 内海庫一郎

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 支拂準備金の構成

上野 淳一

## 一 支拂準備金の成立と増減

普通銀行の金融機關たるの職能は、預金を吸収して、それに對する支拂要求に確實に應じ得ることと共に、貸出の要求にも應じ得ることに於て全うされなければならない。銀行がかくの如き主要業務を營まんがための基礎となるものは、他の企業に於けると同様、先づ自己資金たる資本金である。今日の普通銀行は、銀行法の規定により株式會社の企業形態を採ることを強制さるゝが故に、營業資金として働く銀行資本金は拂込資本金である。銀行は營業を開始するに際し、拂込資本金中より營業用土地建物什器等を支出するがその殘部は吸収したる預金の支拂要求に應ずるために用ゐることも出來、また貸出にも振り向けることが出来る。従つて拂込資本金の一部分が通貨の形態にて銀行に保有せらるゝ限り、後に述ぶる所の外來資金たる預金の一部分と共に支拂準備金となり、銀行の業務を圓滑に遂行せしむる基礎となるのである。故に銀行の支拂準備金は第一に拂込資本金に基いて成立するといふことが出来る。

併し、銀行の營業資金は拂込資本金等の自己資金と外來資金——普通銀行に於ては主として預金——とより成る。銀行の自己資金は所謂「元手」であるから、その殆ど全部は、さきに述べたる如く、營業用土地建物什器等

若しくは手許準備金として保留されるのであつて、この資金は本來これを運用して營利を圖るに用ゐらるべきものではない。従つて、銀行は外部より吸収したる資金を運用することによつて、はじめて銀行たるの職能を發揮するのである。今日の我國普通銀行が營業資金としてより多く依存する部分は、外來資金——就中預金——であり、試みに拂込資本金總額と預金總額との比率を示せば一〇以上の割合である。従つて支拂準備金の成立に就ては當然預金との關聯に於ても述べなければならぬ。

銀行の預金なるものは、「資金」の預け入れられたるものに外ならぬのであるが、その「資金」の預け入れの成立は、現金通貨の預け入れによることがあり、また手形小切手類の預け入れによることがあるばかりではなく、更に、貸出手取金の預け入れ或は支拂承諾の形式に於て與へられたる貸出の許容(當座貸越)に基いても生ずるものである。いづれにするも、銀行は、これらの資金の受け入れを形式上「預金」の受け入れとして取扱ふのであり、その預金の支拂に充つる準備たるものは、その受け入れたる「資金」の一部に外ならぬのであるから、支拂準備金は、これらの「預金」として受け入れたる「資金」によつて成立するものたるは言ふまでもない。

銀行の「預金」たるものは、右の如きものであるから、預金の引出といふことには、當該銀行の立場より言へば、本來、預金として受け入れたものゝ拂戻しと、實質に於ては、貸出の實行としての拂出に外ならぬものとの雙方が含まれる譯である。故に預金の引出に應ぜんがための資金といふ意味は、銀行の業務上の支拂に應ぜんがための資金といふことと同様である。

支拂準備金は、右に述ぶる如く、銀行が業務上の支拂に應じ得るために保有する資金であるから、銀行が營業

1) 東京手形交換月報に於ける全國組合銀行及代理交換委託者普通銀行勘定より算出(昭和十一年十二月末日現在)

を開始したる時に於て、既にこれは存在する所である。即ち、前述せし如く、銀行が拂込資本金の一部分を貸出資金として運用するとせば、それは多くの場合當座預金又は特別當座預金に振替へられるであらう。而してかゝる貸出の變形たる預金は間も無く引出されるのであるから、その金額は更に他に貸出す事を得ず、銀行の手許に保有されなければならぬ。従つて拂込資本金↓貸出資金↓預金↓支拂準備金の経過によつて、銀行は何時にても支拂ひ得る形態に於て一定の資金を留保しなければならない。更に、開業早々に於て貸出が一應、預金に振替へられることなく、直ちに拂出さるゝ場合にあつては、その拂込資本金の一部分は、そのまゝ支拂準備金となるものと言はねばならぬ。

次に、銀行が營業を開始して預金を受け入れる場合を考へてみよう。先づ、現金通貨が要求拂預金(當座預金、特別當座預金)に預け入れられたとすれば、要求拂預金が何時にても引出さるゝ性質をもつものであるから、それに對して直ちに支拂準備金をもたねばならぬのであるが、それには、その預け入れられた資金の一部がこれに充てられる。従つて、この場合には預金たる資金そのものによつて、支拂準備金は成立する。併し、現金通貨を以て定期預金に預け入れられた場合には、それらの預金は一定期間の経過後に支拂はるゝ契約の下に成立したのであるから、銀行はその期間内はこれを他に運用する事が出来る。従つて、期限の到來せる時に支拂準備金を必要とするが少くともその期間内は支拂準備金を必要としない。

次に、手形小切手の類を以て預け入れを受けた場合について考察するに、その手形小切手等が自行宛のもので要求拂預金に預け入れられたとすれば、現金通貨が要求拂預金に預け入れられた場合と同様銀行はそれに對して

支拂準備金を保有しなければならぬ。併し、この場合に於ては、その預け入れられた手形小切手を以て引出さるべき預金が、銀行から言へば、預け入れ人が替はつたに過ぎないのであるから、格別新たにこれに對して支拂準備金を作る必要はなく。前の分に對するものを以て、そのまゝ新たにたる預金に對するそれとすればよいのである。若しまた、その手形小切手が長期的なる預金に預け入れられた場合には、即座に支拂準備金を必要とするものではなく、その排出が後日に延びたのであるから、その期間内は、それだけの預金に對する支拂準備金が一應解放せられたこととなる。次に他行宛の手形小切手類が預金として預け入れられた場合には、その預金が必要預金たると長期的預金たるとを問はず銀行の預金は増加すると共に、それらの手形小切手類は手形交換所を通じて日本銀行に於ける預ケ金の振替によつて決済されるものであるから、當然中央銀行に於ける預ケ金は増加し、その意味に於て支拂準備金はその預ケ金の一部を以て成立する。併し、中央銀行の預ケ金は無利子であるから他行宛手形小切手類が長期的預金に預け入れられたる場合には、銀行の立場からみて長期的預金なるものは他の預金よりも大なる利子を支拂はなければならないのであるから、銀行はこれを運用して利益を擧げるに努めなければならぬ。従つて、他行宛手形小切手類の長期的預金への預け入れは正にこの意味で中央銀行の預ケ金として永く止まるものではない。

かくて、銀行は拂込資本金を、營業用土地建物什器等に支出した残部は、これを證券投資に充てることもあるが、然らざる場合には、開業早々に於ては、それは、支拂準備金として働くこともある。また、預金として受け入れた資金は、いづれも支拂準備金となり得るものではあるが、併し、長期的預金への預け入れは、それに對す

る支拂準備金を直ちに必要とするものではないから、これは支拂準備金とならずして、投資に向けられることとなる。

右に述ぶる如く支拂準備金なるものは、拂込資本金の一部分或は預金に基いて成立するが、銀行は長期間その業務を営み続けることによつて、支拂準備金の構成は、拂込資本金よりも預金として受け入れた資金により多くかゝつてくることは明かであらう。即ち前述せし如く拂込資本金總額と預金總額との比が一對一〇なるを見れば最も明かである。

支拂準備金は、右に述ぶる如く、拂込資本金以外に於ては、預金としての資金の預け入れによつて成立するものである。従つて、資金の預け入れがあれば支拂準備金は増加し、預金の引出により資金の拂出があれば、それは減少する。併し乍ら、後に述ぶる如く、銀行は長き經驗によりて裁量せる所の、預金總額に對する或る比率に於て、支拂準備金を保有することによつて、實際上に於て、預金の引出に應ずるに不足なきことを知る。また、或る國々ではこの比率は法定せられてゐることがある。いづれにするも、支拂準備金は、預金に對する或る比率の金額に限定したるものとして取扱はれる。従つて、銀行に預け入れられる資金は必ずしも支拂準備金の増加となるものではなく、また、資金の拂出は必ずしもその減少となるものではない。その預け入れはすなはち、手許資金の増加を來すものであり、その拂出は手許資金の減少を來すものであつて、支拂準備金が或る比率以下に下り居れる場合には、その増加は支拂準備金の増加たる意味を併せもつけれども、然らざる場合には、その意味なく、また、手許資金が或る比率の支拂準備金たるに恰當せる場合に於て、預金の引出により資金の減少せる場

合には、手許資金の減少は支拂準備金の減少たる意味をもつけれども然らざる場合には、資金の減少は必ずしも支拂準備金の減少となるものではない。

かくの如く、支拂準備金と手許資金とは、その意味を異にするもので、手許資金とは現實に手許にある資金のことであり、支拂準備金とは、度々述ぶる如く、業務上の支拂に充つるため保有せらるゝ資金の意味である。併し、その意味は異なるけれども、現實に銀行に保有せらるゝ資金としては、同じ一つのものである。たゞ手許資金が、預金に對して或る割合以上なるときは、支拂準備金にあらざる手許資金が存在する譯であり、その割合以下なるときは、支拂準備金が必要額に不足せることを意味する。

銀行は支拂準備金を必要且つ十分なる額に於て保有せんことを心掛けるものである。何となれば、支拂準備金は銀行にとつては利益を生ぜざる資金なるにもかゝはらず、絶對的に保有しなければならない資金であるからである。従つて、銀行は手許資金が支拂準備金として必要な額たる預金に對して豫め定めたる割合以上に達したる場合に於ては、その超過部分を他に運用して利益を獲得せんとなつて努力する。しかし差當つて運用すべき方途を見出し得ざる場合にはその餘剰の手許資金は、即ち遊資となる。そして、それは主として日本銀行の預金金の形に於て存在する。また逆に、預金の豫定以上の引出により支拂準備金が預金に對して豫め定めたる割合以下に低下したる場合に於ては、その不足部分を他に運用せる資金のうちの容易に支拂準備金化し得る資産を以て直ちに補充することにする。その場合に最も多く利用せらるゝものはコールの回收である。若し貸出コールをもたざる場合には、手持の有價證券その他直ちに通貨化し得る所のもの、即ち前論に述べたる支拂準備金たり得る資産を通貨

化して支拂準備金を補充する。その場合に直ちにこれを通貨化し難き場合にはコールの借入によつて一時の補充とするのである。

## 二 支 拂 準 備 率

銀行は、預金の引出請求に對しては、迅速確實に、それに應じ得るものでなければならぬと同時に、世間の貸出の要求に對しても出來得るだけ豊富にそれを満足せしめなければならぬ。前者は、銀行の安全性が依存する所であり、後者は、銀行の金融機關としての職能の存する所である。この兩者が併せ全きを得て初めて、近代的銀行の特質を發揮するものと言ふべきである。然るに、若し、極端に、その安全性を尊重するとせば、銀行は、預金の總額をそのままに保留するの外なく、これを貸出に振向くることを得ざるに至るであらう。また若し、極端に貸出を擴張すれば、預金の引出に應ずることを得ざる場合を生じ、銀行の安全性を害するのみならず、その信用を失墜して、存立を傷くることなきを保し難いのである。従つて、この兩者の間に何等かの調和を求むることは、銀行が正に銀行としての機能を全うする所以である。そして、このことは支拂準備率の發見によつて、可能となる所である。

預金者が單に一人であつて、その百萬圓の預金が要求拂のものでありとするならば、銀行は、この百萬圓の資金をそのままに支拂準備として保有するの外はないであらう。これに反して、均しく百萬圓の預金であつても、百萬圓の預金者が一萬人より成る場合にあつては、縦ひその悉くが要求拂預金であるにしても、銀行は、平常時に



於ては、決して百萬圓の資金をそのままに準備として保留するの必要はない。何となればこれらの預金者は、各々その環境と事情とを異にするものであるから、同一の時に、預金全額の引出を必要とすることはないからである。即ち、この場合には、必然的に、百萬圓より少き金額の保有を以て、支拂準備となして十分に不足することはない。かゝる事情に於てプロバビリチーの法則は、預金の口數が多くなり、その一口の金額が大となるに従つて、預金總額に對する引出要求額の割合は小となることを教へる。支拂準備率なるものゝ理論的基礎は正にこゝにある。

現實に多數の口數よりなる預金を有する銀行にありては、その經驗により、平常時にありては、預金總額に對して幾千の割合を以て資金の準備をなさば、その引出の要求に應ずるに不足することなきかを知つて居る。そして、それに従つて、支拂準備をなすことによつて、銀行の安全性を保つと共に、金融機關としての職能た貸出の要求にも應じつゝあるのである。この預金總額に對する準備たる資金の割合を支拂準備率といふのである。

支拂準備率は、預金に對する比率として算定せられるものである。併し乍ら、預金の中には、通貨の預け入れより成るものもあれば、また前に述べたるが如く貸出資金の振替へより成るものもある。前者にありては、多數の口數の中にてたゞ僅少なる引出があるばかりであるが、後者は、預金の形をとるけれども、實は貸出を受けた資金なのであるから、直ちに引出さるべきものである。何となれば、何人と雖も不必要なる資金と利子を支拂つて借り受くるものがないからである。それ故に、後者に對しては、殆ど百パーセントに近き率の支拂準備を必要とするのである。従つて、後者にありては、準備率なるものは、殆ど意味なきものとなる。この關係より見れ

ば、支拂準備率なるものは、全く前者に關するものと言はなければならぬ。

かくて、支拂準備率なるものは、前者に屬する預金についてそれに對する或る割合を以て表はさるゝものであるが、その割合は、もとより一定不動なるものではない。その割合は預金の種類によつても異り、預金者の職業によつても異り、また季節若しくは時期によつても異なるものである。従つて、それはまた各銀行に於て同一なるべき性質のものではない<sup>1)</sup>。即ち、當座預金や特別當座預金が總預金の中にて比較的大なる部分を占むる場合には定期預金や通知預金が大なる部分を占むる場合よりも、準備率は高からざるを得ない。また、商人が預金者の大部分を占むる場合には、俵給生活者が然る場合よりも準備率は、高かるべき筈であり、更に月央は月末に比べて準備率は低くても差支なき筈である。それ故に、若し正確に準備率を發見せんとするならば、各銀行は、それぞれの狀況に適應して、その従前の統計を整理して、これを算出すべきである。

かくて、支拂準備率なるものを長い間の經驗と統計によつて知り得たる銀行は、各々その自らの慎重なる考慮に從つてその預金の或る割合の金額を、支拂準備金として保有する。そして、準備金をこの率に限定することによつて、各々の銀行は最大の利潤を獲得して、しかも業務の安全性を維持することを得るものである。従つて、銀行はその手許資金がその割合以上に昇ることもそれ以下に降ることも望むものではない。即ち、銀行はその保有する手許資金を極度にまで利用するがために自己の裁量せる比率——その比率は慣行上又は法律上の比率たることがあるが何れにしても——を超えて、無用の準備を殆ど又は決して保有しないものである。従つて、銀行はその手許資金をして、預金總額に對する或る比率即ち支拂準備率を超えしむることなきを原則とするから、この

1) ケインズ貨幣論第一分冊、鬼頭仁三郎譯、36頁

限界が銀行の貸出限度を構成することとなり、また銀行の安全性の限度をも示すのである。ケインズが、「銀行は日々の變動は別として、その準備が減少する傾向を示してゐるか、増加する傾向を示してゐるかに従ひ、貸出及び投資によつて預金を能動的に創設する量を一層小ならしめるか又は一層大ならしめるであらう」と言へるは、即ちこの關係を指示するものである。

さきに一言述べし如く、支拂準備率は各銀行の慎重なる裁量によつて決定されるべき性質のものであるが、米國に於て支拂準備法定制度が採用されて以來（米國の國銀行法聯邦準備法に於ては勿論のこと、それ以前の州銀行法に於ても支拂準備に關する規定は存在した）支拂準備法定の可否論乃至提案は屢々なされてきた。從來の支拂準備法定論が銀行資産の流動性を維持し預金者を保護することを以て主旨としたるに反し最近の主張の重點が寧ろ之によつて中央銀行の金融統制力を強化せんとするところに移し來れることは一般に認められる所である。<sup>2)</sup>従つて、金融統制の立場より主張される所の最近の支拂準備法定論、或は提案は已に我國に紹介されたる所である。

今日各國銀行法に於て、金融統制の目的より支拂準備に關し規定を設くるものは頗る多きに至つた。即ち米國・南亞聯邦・瑞典・諾威・丁抹・ブルガリヤ・チリ・希臘・トルコ・メキシコ・西班牙・チエコスロヴァキア・フィンランド・スウェーデン・ニュージーランド・インド・ドイツ等がそれである。

我國に於ては、銀行が預金に對して保有しなければならない支拂準備金の割合を支配する一般的法律は存しない。その割合は銀行自らの裁量によつて定められて居るだけである。但し、朝鮮に施行さるゝ銀行令に於ては、

1) 前掲書、36頁

2) 田中金司、預金通貨の流通速度と支拂準備金（國民經濟雜誌第53卷第6號）

「銀行ハ預金ノ拂戻準備金トシテ預金總額ノ十分ノ一以上ヲ備ヘ置クベシ」<sup>1)</sup>と規定され、且つ拂戻準備金の内容に關しても、「現金・地金銀・外國通貨・郵便振替貯金・國債其ノ他朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ニテ保有シ又ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入ルベシ」と定められてゐる。尙特別銀行ではあるが横濱正金銀行條例第十四條には「權利者ノ請求次第ニ支拂フベキ諸預金ニ對シ其四分ノ一以上ニ當ル準備金ヲ備ヘ置クヘシ」なる規定がある。

併し、我國に於ける普通銀行の支拂準備法定に關しては大正十五年の金融制度調査委員會に於て一度論議された事があつたが、同委員會は我國の現狀に鑑みこれを法定するより寧ろ當業者の自覺に訴へ健全な慣習として漸次その充實を圖らしむるを適當としかゝる慣習養成の方法として種々の項目を擧げた。<sup>2)</sup>

我國の普通銀行の支拂準備率は他の諸國と比較して一般に低率である。このことは支拂準備金を薄弱ならしめて居ると考へられるかも知れない。併し、我國の預金總額の内容は要求拂預金四十に對し長期的な預金は六十の割合を示して居るが、英米等はそれぞれ六十對四十といふ丁度逆の比率を示してゐる。要求拂預金が長期的預金よりも多額に存在する場合のその支拂準備率は長期的預金が要求拂預金よりも多額に存在する場合の支拂準備率に比して高率であることは當然であり、假令支拂準備率が銀行の裁量により變化することがありとはいへ、低率であることが必ずしも支拂準備金の薄弱なることを表はしてゐるとは限らない。

我國の全國手形交換所組合及代理交換銀行勸定に於ける預金總額に對する現金在高の比率は、必ずしも、我國銀行の支拂準備率と認むべきものではないけれども、銀行は、無用の手許資金を保有せざることに努むるものなることを認めれば、これは現實の支拂準備率に近きものと言ふことを得るであらう。

1) 銀行令第十條  
2) 田中金司、銀行經營論、141頁

(右の現金在高とは銀行の手許に保有する現金—對照對照表上の現金、日本銀行への預け金及び郵便振替貯金の合計である。)

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
九八八七七六八七七七七五 二六五〇一一六三三五一八 九八六四七一六八七〇九三	九七七六七七六八八八七七七 六七四五三九七二五六五三 三九六五五九九四四三七五	〇七六五七七七八七七六七七 四五七五〇一〇一二四五二 四五五二二三四〇七八一四	八六七六五六七六七五七七六 七六〇八三二二九五六三九 五一五六三五一一七四八八九	八七五六六六八五六六七六 三三四二六二五四九五三三 一五三四一五三九六八一七

更に、六大都市手形交換所組合及代理交換普通銀行に於けるその比率は左の如くである。

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
九九九七七六九八七八七六 九五三五六五三〇九〇八二 五六六八〇五八〇六二一九	〇八八七七八九九九八七 二四一一〇五五九四三二九 五八六三五六八六九五二五	一八七五七七七八七七六八七 二三三九六八七七九八二九 〇三八二八六五五二七一六	九七七七五六七七七八六八七 三一七五七八八六二〇一六 三二六三八〇一六五四一九	八八五六七六九五七七七七 七〇七八二八三八六一七〇 一五九一三一六七二二七一